

「須磨海岸を守り育てる条例」制定



須磨海岸を笑顔に。

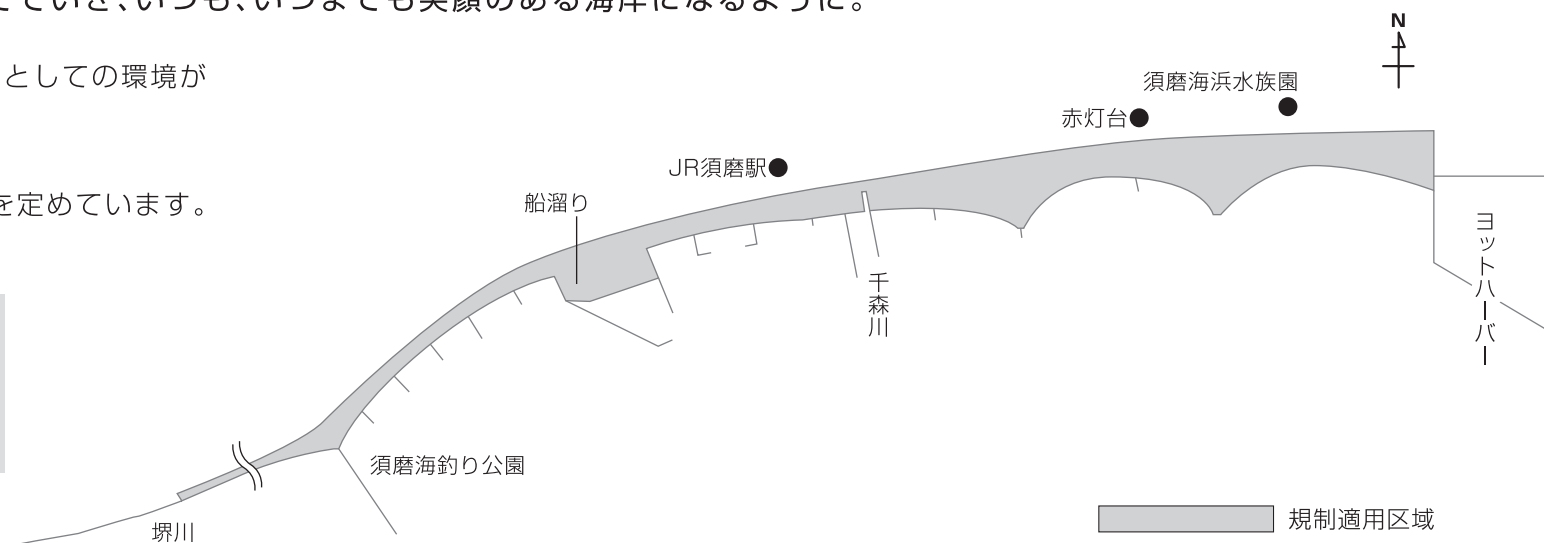
住む人と訪れる人、だれもが海岸を守り育てていき、いつも、いつまでも笑顔のある海岸になるように。

須磨海岸では、マナーが守られず、生活・憩いの場としての環境が損なわれる事例がたびたび発生していました。

そこで、「須磨海岸を守り育てる条例」を制定し、市民・事業者の役割とともに、海岸での禁止行為を定めています。なお、違反者には罰則が適用されます。

市民、事業者としての役割

他の利用者の妨げにならないように配慮するとともに、海岸の美化や良好な環境の保全に積極的に努め、市が行う施策に協力することになっています。



禁止行為

騒音



	午前9時～午後9時	午後9時～午前9時	罰則
拡声器・拡声装置	× 70dB超	× 使用禁止	20万円以下の罰金
全ての音・音声	× 70dB超	× 60dB超	

花火



禁止行為	罰則
全面禁止*	10万円以下の罰金

*午後9時までは、柄付の安全な花火(線香花火等)に限り可能です。

車両 (海岸法による規制)



区分 (道路運送車両法による)	総排気量	罰則
自動車* (サンドバギーを含みます。)	三輪以上 50ccを超えるもの	6ヶ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
	二輪 125ccを超えるもの	
大型特殊、小型特殊		
原動機付自転車 (サンドバギーを含みます。)	三輪以上 50cc以下のもの	

*許可車両…漁業、日常生活等のため海岸内の管理用通路を通行する車両は許可します。

その他の禁止事項

- たき火・バーベキュー・ゴミの焼却等火を燃やすこと。
- 竹木の伐採及び植物を採取すること。
- 「もり・やす」その他これに類する漁具を携行すること。
- 不法投棄。
- 空き缶などゴミのポイ捨て。
(ゴミの持ち帰りにご協力ください)
- 無許可での営業。
- その他、人の迷惑になる行為。

神戸市 みなと総局

